

鳩山町商工会 事業継続計画

2022年7月1日作成



目次

1. BCPの基本方針
2. BCPの策定・運用体制
3. 被害の想定
4. 事前対策の検討
5. 緊急時の対応
6. BCPの運用
7. 関係機関連絡先

1. BCPの基本方針①

- ▶ 当会においてBCP（事業継続計画）を策定・運用する目的とともに、当会の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上で要点となり得る事項は以下のとおりである。

- ▶ 1. BCP策定・運用の目的：
 - ・従業員、会員、地域住民の人命保護を最優先とする。
 - ・商工会の事務局機能を維持し、地域の事業者の復旧を支援する。
 - ・地域経済の活力を維持する。

- ▶ 2. BCP及び災害計画の更新時期：毎年4月（年1回更新）

- ▶ 3. 重要機能
 - ・商工会としての事務局機能の維持

2. BCPの策定・運用体制①

- ▶ 当会において、BCP（事業継続計画）を策定する体制、平常時にBCPの運用を推進する体制、及び緊急時にBCPを発動し継続対策を推進する体制は以下のとおりである。
- ▶ 各責任者は、事務局長自らがあたる。なお、緊急時の体制におけるそれぞれの代行者について、以下のように定めることとする。

1. BCPの策定体制：

- ①責任者 事務局長
- ②サブリーダー 法定経営指導員

2. 平常時におけるBCPの運用推進体制：

- ①責任者 事務局長
- ②連携する組織等 鳩山町
- ③BCP運用の対象者 職員全員で運用する。

2. BCPの策定・運用体制②

3. 緊急時におけるBCPの発動体制：

- | | | |
|-----------------------|------|---------|
| ①責任者 | 事務局長 | 〔代行者〕村田 |
| ②事務所復旧・被害状況確認担当サブリーダー | 村田 | 〔代行者〕山岡 |
| ③緊急相談窓口担当サブリーダー | 戸田 | 〔代行者〕村田 |

▶ 緊急時の対応内容と対応者

| 当日～（初動対応） | |
|--|-----|
| 対応内容 | 対応者 |
| <input type="checkbox"/> 従業員・お客様の避難 | ①② |
| <input type="checkbox"/> 従業員・お客様の安否確認 | ①② |
| <input type="checkbox"/> 被災した従業員・お客様対応 | ② |
| <input type="checkbox"/> 初期消火 | ② |
| <input type="checkbox"/> 地域への対応（避難経路確保等） | ② |

| 数日～（復旧に向けた対応） | |
|--------------------------------------|-----|
| 対応内容 | 対応者 |
| <input type="checkbox"/> 主要データ等の確認 | ② |
| <input type="checkbox"/> 各種取引先との連絡調整 | ③ |
| <input type="checkbox"/> 行政・業界団体への対応 | ② |
| <input type="checkbox"/> 対外への情報発信 | ③ |
| <input type="checkbox"/> 当座資金の確保 | ① |

3. 被害の想定①

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

- 当町のハザードマップによると、想定最大規模の降雨（入間川流域72時間総雨量740mm）に伴う洪水により越辺川が氾濫した場合、当会が立地する市街地地域東部の石坂地区において、最大で浸水深3m以上の浸水が想定されている。また、同石坂地区に加え、町北部の高野倉地区では土砂災害の警戒地域となっている。

(地震：J-SHIS、ハザードマップ)

- 地震ハザードステーションの防災地図によると、当町北部および東部において今後30年間に震度6弱の地震が発生する確率は59.3%となっている。また、当町のハザードマップによると「関東平野北西縁断層帯地震」を想定したゆれが発生した際に、建物全壊率5%以上の地域も点在している。

(ため池：ハザードマップ)

- 当町のハザードマップによると、当町の小用大沼地区および須江宮ノ沢地区においては水深5メートル未満となり、歩行困難な地域が発生する予測である。

(感染症の影響)

- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などが発生した場合、従業員や家族が感染し、出勤出来なくなる可能性がある。その場合、職員の業務引継等で仕事が停滞する恐れがある。

3. 被害の想定②

| | | 洪水・土砂災害・ため池 | 地震 | 感染症 |
|----------|--------|---|---|---|
| インフラへの影響 | ライフライン | 変電所が水没し、停電の発生やガス・水道が止まることもある | 停電が発生し、水道とガスが停止する。その後、電気、ガス、水道の順で復旧。 | 社会機能の維持に関わるライフライン（電気、ガス、水道）は、基本的には、通常どおり使用できる。 |
| | 情報通信 | 基地局が被災したり、停電により固定電話や携帯電話が使えなくなることがある。 | 発生直後は、電話やインターネット等が繋がらなくなる。その後、順次復旧。 | 電話、インターネット等の情報通信手段は、基本的に通常どおり使用できる。 |
| | 道路 | 水没などにより、一部道路が通行できなくなることがある。また渋滞が発生することがある。 | 一部道路が通行規制となる。その他の道路で渋滞が発生する。 | 道路に大きな影響はなく、基本的に通常どおり利用できる。 |
| 商工会への影響 | 人 | 交通機関の停止や遅延などにより、一部職員が出勤できなくなる。 | 設備等の移動、耐震性の低い建物の倒壊により、一部の職員が負傷する。職員やその他の家族の負傷、交通機関の停止により出勤できなくなる。 | 一部の従業員やその家族が感染症に感染すると、複数の従業員が出勤できなくなる。 |
| | 情報 | 浸水により、事務所にあるパソコン類が被災、重要な書類、会員データ等が復旧できなくなる。 | パソコン等の機器類が破損する。貴重な書類・データ（会員データ等）が復旧できなくなる。 | 一部機能の低下の可能性はあるが、基本的には通常どおり利用できる。一部の情報については、出勤停止により対応できない可能性がある。 |
| | モノ | 事務所が浸水、機材や各種在庫が浸水により使用できなくなる。 | 事務所などが大破・倒壊・浸水する。固定していない設備・獣医類が移動・転倒する。 | 基本的に通常どおり利用できるが、洗浄や消毒などの対応が必要となる。 |
| | カネ | 当座の小口資金が不足する可能性がある。 | 当座の小口資金が不足する可能性がある。 | 経理業務を担当している職員が出勤できなくなると、スムーズに資金手配ができない可能性がある。 |

4. 事前対策の検討①

| | 事前対策の実施状況 | 事前対策の検討 | | |
|----|--|----------------------------|------|------|
| | | 何を？ | 誰が？ | いつ？ |
| 人 | <ul style="list-style-type: none"> 安否確認ルールの整備 鳩山町が実施する防災訓練への参加および協力 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。 | ルールの整備と確認 | 村田 | 年に1度 |
| | | ルールの見直し | 村田 | 年に1度 |
| モノ | <ul style="list-style-type: none"> 設備等の固定、点検 重要機能維持のための設備等の確保 防災備品（マスクや消毒液）を備蓄、発電機、テント等の整備 | 設備の固定のチェック 備品等のチェック | 村田 | 年に1度 |
| カネ | <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に必要な資金の把握 小口現金、預金等の管理 | 小口預金の活用範囲の調整 | 事務局長 | 月に1度 |
| 情報 | <ul style="list-style-type: none"> 重要なデータの適切な保管 情報収集・発信手段の確保 データバックアップの体制整備 | データ復旧確認と実施 | 村田 | 月に1度 |

4. 事前対策の検討②（備蓄品・装備品リスト）

- ▶ 年に1度、備蓄品、装備品の点検と更新を行う（鳩山町とも連携して実施）。

| No | 品目 | 備蓄量 | 使用期限 | 担当 | 保管場所 |
|----|-----------|------|------|----|-------|
| 1 | 水（ペットボトル） | 4ケース | 2年 | 村田 | 防災倉庫 |
| 2 | カセットコンロ | 2台 | | 村田 | 〃 |
| 3 | カセットボンベ | 10本 | 7年 | 村田 | 〃 |
| 4 | ブルーシート | 10枚 | | 村田 | 〃 |
| 5 | マスク | 300枚 | | 村田 | 館内備品室 |
| 6 | 消毒液 | 50個 | 3年 | 村田 | 〃 |
| 7 | 懐中電灯 | 10本 | | 村田 | 〃 |
| 8 | 予備電池 | 50本 | | 村田 | 〃 |
| 9 | テント | 4セット | | 村田 | 防災倉庫 |

5. 緊急時の対応①

自然災害等による発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ▶ 発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ▶ SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

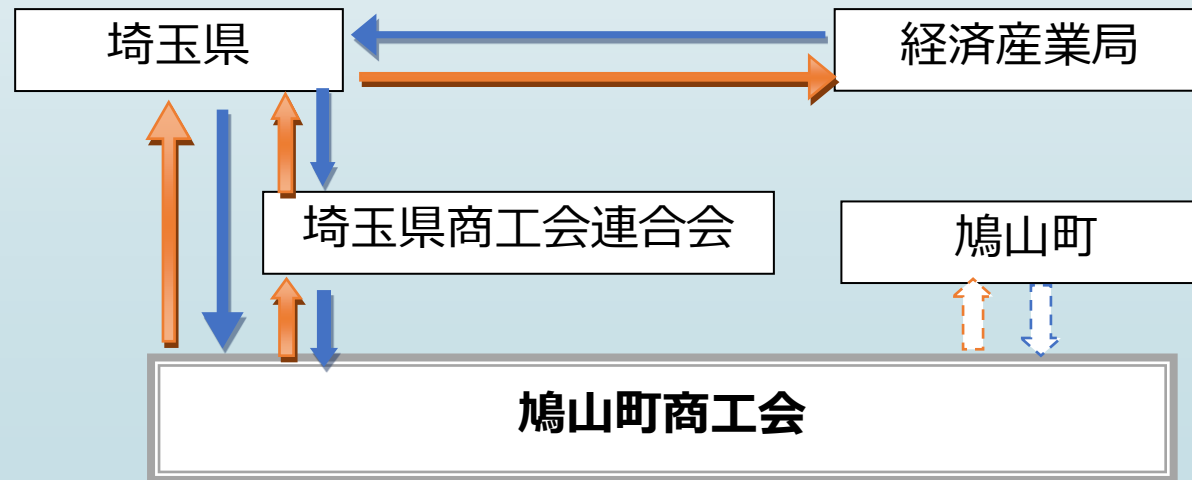
- ▶ 当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ▶ （豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ▶ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ▶ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ▶ なお、災害レベル別応急対策活動は下記のとおり。

| | |
|------------|--|
| 警戒レベル 3 以上 | 職員自身の安全が確保でき次第出勤し、災害に対する準備活動を行う。 災害内容を把握し、情報伝達対応と町との避難準備等の連携協力を行う |
| 警戒レベル 2 以下 | 職員自身の安全を確認し出勤し、職員自身で集めた情報収集を行う。 町との連携協力と共に災害内容等の確認を行う |
| 警戒レベル | 災害時における職員の応急対策活動内容 |

5. 緊急時の対応②

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- 当会と当町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて当会や当町より埼玉県および埼玉県商工会連合会に報告する。

(図表) 県と県連の両方に連絡を取る。



6. BCPの運用

(教育活動)

- ▶ 毎年1回以上、全職員の打ち合わせにおいてBCPの進捗状況や問題点を説明する。
- ▶ 職員各自がBCPの取り組み状況、役割分担の定期的な確認を行う。
- ▶ 策定したBCPのポイントに関する社内研修会を開催するとともに、緊急事態発生時に各自の役割を明確に認識させる。
- ▶ BCPの内容等について施設内掲示を実施する。
- ▶ BCPの不備や欠陥等の改正すべき点を明らかにして、それを改訂する。

(BCPの見直しの基準)

- ▶ 日頃の会員情報、関係者情報に大幅な変更があった場合、または人事異動等があった場合は、見直しを行う必要があるか検討を行い、その必要があれば即座にその変更をBCPに反映する。
- ▶ 毎年1回以上、事前対策の進捗状況や問題点をチェックし、必要に応じてBCPを見直す。

7. 関係機関連絡先（お願い）

| 連携内容 | | 所属 | 連絡先 | 所在地 |
|----------------|-----------|-----------------|--------------|---------------------|
| 緊急対応の連携 | 鳩山町 | 産業環境課 災害対策本部 | 049-296-7887 | 比企郡鳩山町大豆戸184-16 |
| | 埼玉県商工会連合会 | 組織支援課 | 048-641-3699 | さいたま市大宮区桜木町1-7-5 7F |
| | 西入間広域消防組合 | | 049-295-0119 | 入間郡毛呂山町岩井2451 |
| ライフライン・ネットワーク等 | | | | |
| 設備関係 | | | | |